

いいだ人形劇フェスタへの協賛、協力および後援に関する要綱

(目的)

第1条 いいだ人形劇フェスタ実行委員会(以下「実行委員会」という。)は、いいだ人形劇フェスタ(以下「フェスタ」という。)の基本的な考え方に基づいて、フェスタをより盛んにしていくために、フェスタの主旨に賛同し協力を得られる団体、企業等に協賛、協力および後援を求めることができる。

(協賛、協力)

第2条 実行委員会は、フェスタの実施に必要な金銭的な支援、物的な支援、人的な支援などについて随時協賛・協力を求めることができる。

- 2 協賛、協力の具体的な内容は、協賛、協力を得られる団体、企業等(以下「協賛・協力団体」という。)と実行委員会とが協賛・協力団体の意向をふまえて、協議して定めることとする。

(後援)

第3条 実行委員会は、フェスタの趣旨にふさわしい団体等に対して名称を使用する後援を求めることができる。

- 2 実行委員会は、後援を依頼しようとする場合には、その団体等(以下「後援団体」という。)の定める手続きに従って申請し承認を得なければならない。

(期間)

第4条 協賛および後援は、協賛団体および後援団体の承諾を得てからフェスタの毎会計年度が終了する時点までとする。

(公表)

第5条 実行委員会は、協賛・協力団体および後援団体について公表しなければならない。

(付則)

この要綱は、平成11年5月28日から施行する。